

2004 年 4 月 13 日 大学機関別認証評価に係るシンポジウム・パネルディスカッション

( 館 昭 )

## 国際的視点について

### 1 中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月)

今後の国際社会においては、社会や経済など様々な面でボーダレス化が進み、国家間の相互依存・相互協力が進展して諸制度等の国際標準化が進む一方、競争も一層激しくなることが予想される。

このような中、諸外国では自らの知的基盤を整備充実させ、それによって生み出される「知」の積極的活用を図っていかうとしている。そこで、大学が優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進といった、言わば「知の創造と継承」という極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、各国とも国際的通用性の向上、国際競争力の強化等の観点から大学の教育研究水準の維持向上を目指しており、積極的に大学改革に取り組んでいる。

この中で多くの国の共通の施策としては、大学評価を挙げることができる。先進主要国はすべて大学評価を改革の重要テーマとしている。アメリカでは、伝統的に、大学や専門職団体が組織した様々なアクレディテーション（適格認定）団体が自発的に大学を機関単位あるいは専門分野単位で評価し、当該団体への加盟判定を行ってきたが、1990年代に入り、大学の質の一層の確保を図るため、これらの団体に対する連邦政府の認定制度が導入された。また、イギリスでは1986年から大学の研究評価を実施し、1993年からは大学の教育評価も行われるようになっており、フランスでも1984年に行政委員会として大学評価委員会が設置されている。ドイツにおいても1998年の高等教育大綱法改正により、国際的通用性の確保の観点から、学士・修士の学位を新設するとともに、これらの課程について、大学に定期的な第三者評価とその結果の公表を義務付けている。さらに、EU諸国において、各国に共通する指標を定め、ヨーロッパレベルの大学評価を行い、全体の高等教育の質を向上させようとする取組も始まっている。

### 2 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議審議のまとめ 「国境を超えて教育を提供する大学の質保証について—大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して—」(平成16年3月)

- 我が国の大学の質保証に関しては、従来からの大学の設置認可等に加え、学校教育法の改正により平成16年度から導入される第三者評価制度等によって、継続的な質保証のための新たなシステムの整備が進むこととなる。高等教育のグローバル化に対応するためには、新たな質保証システムによって国際的にも通用する教育研究の質を確保できるよう、第三者評価制度の確立が求められている。さらに、国境を越えて提供される高等教育の取扱いなど国際的な大学の質保証の在り方について検討することが喫緊の課題になっている。
- また、我が国の大学の信頼性や通用性を国際的に高めるため、日本の大学制度や各大学に関する情報を含め、広く質保証に係る情報を海外へ発信していくことが必要である。他方、諸外国の大学の評価、質保証制度及び学位等に関する情報を収集・提供していくとともに、世界の各地において政府間あるいは評価機関等で進められつつある高等教育の質保証に関する国際的協力の検討や試行など、海外の最新動向に関する情報を的確に把握することも肝要である。
- さらに、引き続き、大学の質保証に関する国際的なシステムの構築に向けたユネスコ・OECDにおける検討など国際的取組に参加・貢献していくことが重要である。